

【きょうされん栃木支部セミナーレジュメ】.

大づめをむかえた障害者自立支援法廃止後の新法づくり ～どうなる障害のある人の暮らしと仕事～

報告者 安川雄二 (きょうされん常任理事)

はじめに……東日本大震災と障害のある人たち

- －震災と原発事故は「平等」にふりかかり、被害はより増幅された
- －住まうこと、働くこと、所得のおぎない、人の支えは、誰にも共通の人権保障
- －復旧・復興に「不平等と格差」をつくらない、それに不可欠な「障がい者制度改革」

1 「障がい者制度改革」にあたっての「きょうされん政策提言」のポイント

* 第1次政策提言 (2010年5月)

- ① 自立支援法訴訟「基本合意」を出発点に、障害者権利条約の実質批准のために、障害者関連法制度を根本的につくりかえていくことをめざす
- ② 障害や差別のとらえかた（「社会モデル」「合理的配慮」など）、権利性と平等性を明確に
- ③ 障害分野の基幹課題解決のため法体系のあり方全般の改革を
- ④ 共同作業所運動の原点から「労働権と相当な生活権の保障」を雇用と福祉の法の連携で

* 第2次政策提言 (2011年5月)

- ① 「誰もがわけへだてなく、働き、暮らし、人とつながる社会を実現するために」
- ② 自立支援法廃止後の新しい法と制度は、『福祉も、雇用も』（雇用制度の転換を社会保障・福祉との連携・強化）を切り口に（「福祉か、雇用か」「福祉から雇用へ」からの転換）
- ③ 「暮らしと人のつながり」を支える障害者総合福祉法（仮称）を
⇒ 地域での生活権、居住権、社会参加と活動参加権を保障する制度に
- ④ 「働くこと」を支える障害者就労支援法（仮称）と社会支援雇用制度を
⇒ 労働権保障と賃金補填、合理的配慮としての人的支援、環境整備の支援の制度化

2 改正障害者基本法の評価とこれからの課題

- ・ 閣議決定（2010.6.29）にもとづく最初の法改訂作業、権利条約批准の水準の基礎部分
- ・ 2010.12.17 第29回推進会議；「第二次意見」（障害者基本法改正について）とりまとめ
- ・ 2011.02.14 第30回推進会議；政府原案の提示
- ・ 2011.03.11 制度改革推進本部にて基本法改正案（政府案）了承

- ・ 2011.04.22 閣議決定、国会上程
- ・ 2011.06.14 政党間（民主・自民・公明）調整による修正協議成立
- ・ 2011.06.15 議員修正案として衆議院可決、附帯決議
- ・ 2011.07.29 参議院可決、附帯決議
- ・ 2011.08.05 施行（政策委員会は1年以内）
- ・ 「第二次意見」から大きく後退した内容面、その背景にある関係省庁の一貫した抵抗
 - ；前文、障害者、差別などの定義、「可能な限り」、権利主体、etc.
- ・ 苦渋の運動方針～不十分ではあっても国会成立を期した
 - ；(仮称)総合福祉法案や差別禁止法案への様々な影響、推進会議への信頼性、政策委員会設置とその権能（大臣への勧告権、応答義務）活用の意義
- ・ 前進面（言語に手話を含む、etc.）や解釈を実質化させつつ、次期改正への運動の備えを

3 自立支援法廃止後の「(仮称)総合福祉法」づくりの焦点

- ・ 2010.04.27 第1回総合福祉部会～2011.08.30 第18回総合福祉部会
- ・ 2期にわたる論点整理にもとづく13の作業チームによる集中的な検討
 - ；就労（労働及び雇用）、医療、障害児支援は推進会議との合同チーム
 - ；議論の到達点としての意義
- ・ 二度の作業チームへの厚労省コメント（2月、6月）
 - ；客観性、透明性、公平性、限りある財源、国民の理解、詳細な検討 etc.
 - とりわけ障害程度区分については具体的な書きぶりに…「つなぎ法」

*8月30日付「骨格提言」とりまとめのポイント

- ；「骨格提言」内容の水準と部会全体の合意形成を両立への真摯な努力のプロセス
- ；自立支援法廃止後の新法のめざすもの6項目
 - ①障害のない市民との平等と公平
 - ②谷間や空白の解消
 - ③格差の是正
 - ④放置できない社会問題の解決
 - ⑤本人のニーズにあった支援サービス
 - ⑥安定した予算の確保
- ；骨格提言の内容
 - (1)法の理念・目的・範囲
 - (2)障害(者)の範囲
 - (3)選択と決定(支給決定)
 - (4)支援(サービス)体系
 - (5)地域移行
 - (6)地域生活の資源整備
 - (7)利用者負担
 - (8)相談支援
 - (9)権利擁護
 - (10)報酬と人材確保
- －自立支援法からの実質的な決別のポイントは応益負担と障害程度区分の廃止
- －障害(者)の範囲や小規模作業所問題など積年の課題解決の方向性へ道筋をつける
- －関連する他の法律や分野との調整や連携は今後の制度改革のなかで

*骨格提言の全面的な実現のためのとりくみはこれからが本番

- ；9月以降は厚生労働省の手による法案作成作業へ（2012年通常国会上程予定）
- ；総合福祉部会を存続して、推進会議とともに経過のチェックを

※決め手は当事者、関係者のまとまりと世論、マスコミを味方につける大きな運動の力！

4 社会保障全体の動きと障害分野

- ・介護保険「改正」法成立～2012年4月1日施行
 - ・「子ども子育て新システム」中間報告（7月6日）～2013年度施行めざし国会上程？
 - ・「生活保護制度に関する国と地方の協議」開始～2011年5月から
 - ・「社会保障と税の一体改革案」（7月1日閣議決定）
～2010年代半ばまでに段階的に消費税率10%まで引き上げ
 - *市場原理、保険化、増税への流れのなかでの障害分野
 - ；障害者権利条約と自立支援法訴訟基本合意文書のもつ重み
 - ；当事者が主体となって運動や政策づくりを進めていることの意義
 - ；JDFや地域での幅広い障害関係団体がまとまっていくことの価値
- ⇒ポスト自立支援法と新法づくりの運動は、他の社会保障分野へも影響
そうした視点から要求や政策課題の一致点をていねいにつくっていくことが大切

☆私たちの課題；「(仮称) 総合福祉法」づくり大運動の推進

- －当事者、家族、関係者の学習会を数多く
- －団体が共同して地域フォーラムの開催と地元国会議員、マスコミへの働きかけを
- －10.28大フォーラムを運動のヤマ場として成功させていこう